

えらぶゆりサポーター制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、えらぶゆりサポーター（以下「サポーター」という。）制度の実施に関し、必要な事項を定め、町民等が町の管理する公園及び道路等の花の植栽、緑化及び環境美化活動（以下「緑化活動等」という。）にサポーターとして参画することにより、地域の快適な生活環境づくりを進めるとともに、地域が一体となり、魅力的な花のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サポーター 和泊町花と緑のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）に登録し、公園及び道路等の活動場所で緑化活動等を行う個人及び団体等をいう。
- (2) 活動場所 サポーターが緑化活動等を実施することができる場所は、次に掲げる公園及び道路等をいう。
 - ア 町が管理する公園及び各集落の公園又は花壇等
 - イ 町道及び町道に準じた道路
 - ウ 町が管理する公共施設等
- (3) 個人 サポーターに登録し、本要綱で定める場所において緑化活動等を行う個人
- (4) 団体等 緑化活動等を行うために登録することができる団体は、次に掲げるものをいう。
 - ア 自治会その他これに類する組織
 - イ 企業等の法人
 - ウ その他協議会が認めるもの

(登録要件)

第3条 サポーターとして登録することができる個人及び団体等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 構成員が全て未成年者である個人及び団体等
- (2) 代表者が未成年者である個人及び団体等
- (3) 破壊的又は反社会的活動を目的とする個人及び団体等
- (4) その他協議会がサポーターとして適当でないと認める個人及び団体等

(登録)

第4条 サポーターの登録をしようとする個人及び団体等は、えらぶゆりサポ

ーター登録申請書（第1号様式）を、協議会に提出するものとする。

- (1) 個人及び団体等の名称
- (2) 個人及び団体等の代表者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 緑化活動等を行おうとする活動場所
- (4) 緑化活動等の内容

2 協議会は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請の内容について審査を行うものとする。

3 協議会は、前項の内容を審査し、サポーター登録の可否を決定後、えらぶゆりサポーター登録(非登録)決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（サポーターの責務）

第5条 サポーターは、次の各号の内容を誠実に実行するものとする。

- (1) サポーターは、緑化活動を1時間以上行うものとする。
- (2) サポーターは、自己の責任において緑化活動等を行うものとし、活動中の事故及び第三者との紛議についても自己の責任において処理しなければならない。
- (3) サポーターは、活動場所の管理上支障となる行為及び無許可で公共施設並びに町備品の使用をしてはならない。
- (4) 緑化活動等により収集した一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物を言う。以下同じ。）の処理にあたっては、協議会の指示に従うものとする。

（事故の報告）

第6条 サポーターの代表者は、緑化活動等において事故が発生した場合は、えらぶゆりサポーター事業事故報告書（第3号様式）により速やかに協議会事務局に報告しなければならない。

（緑化活動等の通知）

第7条 協議会は、緑化活動等の予定について、活動実施日の14日前までにサポーターに通知するものとする。

（緑化活動参加の可否）

第8条 サポーターは、緑化活動参加の可否について、活動実施日の5日前までに協議会に通知するものとする。

（緑化活動等の要望）

第9条 個人及び団体等から、緑化活動等の要望がある場合は、協議会事務局と事前協議の上、活動内容を決定する。

（支援内容）

第10条 緑化活動にサポーターが参加した場合は、対価として予算の範囲内で

謝礼（和泊町ポイントカード会商品券）を支払うものとする。

- 2 協議会は、緑化活動等の安全性を確保するため、サポーターの構成員を被保険者として、賠償責任保険を含む傷害保険に加入する。
- 3 協議会は、サポーターに対し、緑化活動等に必要な花の苗木及び清掃具等を貸与し、又は支給することができる。
- 4 協議会は、サポーターに対し、必要に応じて緑化活動等に関する助言を行うことができる。
- 5 協議会は、サポーターの求めに応じて、安全指導を行うことができる。
- 6 協議会は、一般廃棄物の収集について、必要に応じてサポーターに協力するものとする。

（活動報告）

第11条 サポーターは、えらぶゆりサポーター活動報告書（第4号様式）を緑化活動終了後の翌週金曜日までに写真データを添えて、協議会に提出しなければならない。

（是正及び登録の取消し）

第12条 協議会は、サポーターが第5条に違反すると認められるときは、サポーターに対し是正を求めるものとする。

2 協議会は、えらぶゆりサポーター脱退届出書（第5号様式）によって、サポーターが登録の取消しを申し出たときは、サポーターの登録を取り消すものとする。

3 協議会は、サポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サポーターの登録を取り消すことができる。

(1) 申出内容に虚偽があったとき又は第3条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

(2) 第1項の規定による是正の求めに従わなかったとき。

4 協議会は、前2項及び3項の規定による登録の取消しを行った場合は、えらぶゆりサポーター登録取消通知書（第6号様式）により、団体に通知する。

（庶務）

第13条 サポーターに関する庶務は、協議会事務局において処理する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。